

## 民事再生手続について

### 1 民事再生手続の申立てをする裁判所

民事再生手続の申立てをする裁判所は、原則として、債務者の住所地（主たる営業所）を管轄する地方裁判所及び地方裁判所管内支部（当裁判所管内では、事案により、旭川地方裁判所で手続を行う場合もあります。）になります。民事再生手続の申立てをする裁判所が旭川地方裁判所であれば、3階の民事部破産・再生係が窓口になります。

### 2 手続案内について

#### (1) 最初にビデオを見ていただきます。

民事再生手続のうちの個人再生手続と、ほかの多重債務整理手続（特定調停及び破産・免責手続）については、旭川簡易裁判所受付（1階正面玄関向かいの部屋）で最初の案内を行います。手続の利用を希望されるご本人が直接お越しくください。旭川簡易裁判所では、まず手続案内として20分程度のビデオをご覧になっていただきます。破産・再生係では、電話での手続案内は行っておりません。

なお、負債状況や、収入状況を受付カードに記載していただきますので準備をしてお越しくください。

#### (2) 時間に余裕を持ってお越しくください。

旭川簡易裁判所でのビデオ視聴のあと、個人再生申立てを希望される方は、破産・再生係で実施している説明会に参加していただきます。説明会では、手続に関する質疑応答の他、必要な手続費用や提出書類の説明を行っています。30分から1時間くらいかかる場合がありますので、ビデオ視聴の時間も合わせて、時間に余裕を持ってお越しくください。

なお、説明会は月曜日から金曜日まで毎日午前10時、午前11時、午後2時、午

後3時、午後4時からの5回開催しています。各回の30分前に来庁の上、(1)のビデオをご覧になっていただくとよいでしょう。また、ビデオ視聴と説明会参加は別々の日になっても問題はありません。

(3) 法律相談はできません。

裁判所での手続案内は、債務整理のための各種手続（破産・免責、特定調停、個人再生）の内容を説明するものです。したがって、これらの手続のうち、ご本人がどの手続を選択すべきか、個人再生手続のうち、どの類型（個人再生手続には、給与所得者等再生と小規模個人再生の2種類があります。）に該当するのか、これらの手続で最低限返済しなければならない具体的な金額などといった判断や、手続の見通しに関することにはお答えできません。

### 3 民事再生手続の申立てについて

(1) 手続は3種類あります

民事再生手続には、次の3種類があります。イ、ウが個人債務者のための再生手続（個人再生手続）です。

ア 民事再生手続

イ 給与所得者等再生（個人再生手続）

ウ 小規模個人再生（個人再生手続）

いずれも作成する書面が異なり、具体的に記載していただくため定型の申立書を用意しておりません。民事再生手続（個人再生手続を含む）の申立ては、申立段階でも、その後の手続（再生計画案の作成など）でも、高度の法律的な判断が必要とされますので、一般に弁護士に依頼せずに手続を行うことは困難かと思われま

(2) 申立書提出時にご持参ください（詳しくは弁護士などにご相談ください。）。

ア 個人債務者のための民事再生手続申立て(個人再生手続)

① 申立書類一式（申立書、陳述書、財産目録、債権者一覧表）

② 印鑑（手続中は同一の印鑑を使用していただきます。）

- ③ 現金約3万円（収入印紙，郵便切手，官報公告費用）

※個人再生委員を選任する場合には，原則としてさらに15万円が必要になります。

- ④ 戸籍謄本，住民票（世帯全員が記載されているもの）のほか，所得に関する書類や財産に関する書類など

#### イ 通常の民事再生手続の申立て

- ① 申立書類一式（申立書，陳述書，財産目録，債権者一覧表）
- ② 印鑑（法人の場合は代表者の印鑑，手続中は同一の印鑑を使用していただきます。）
- ③ 手続費用（事案に応じて納めていただく費用が異なりますので，具体的な手続費用については，破産・再生係にお問い合わせください。）
- ④ 全部事項証明書又は商業登記簿謄本，取締役会の議事録などのほか，会社の財務状況に関する書類，財産に関する書類など

## 4 その他，注意事項

- (1) 個人再生委員を選任する場合があります。

当裁判所では，弁護士に依頼しないで債務者が自ら個人債務者のための民事再生手続（個人再生手続）の申立てをした場合，申立人の収入や財産に関する調査をしたり，履行可能な再生計画案が作成されるよう必要な勧告をするために，個人再生委員を選任することになっています。なお，申立人代理人がいるかどうかに関わりなく，債権者などから再生債権の評価（債務額について異議がある場合に，この手続内で債務額を確定させる手続）の申立てがあった場合には，必ず個人再生委員が選任されることになります。

- (2) 手続継続中の間，一定金額の積立てをしていただきます。

個人債務者のための民事再生手続（個人再生手続）では，申立後，再生計画案が裁

判所で認可され、確定するまでの間に、再生計画案の履行の确实性を判断するために返済予定額総額を36（3年間）で割った額に相当する金額を毎月積立てていただきます。

## 5 再生債権届出書の提出について

民事再生手続を開始する旨の決定と同時に、裁判所に再生債権届出書を提出していただく期間を定めます。

再生債務者に対して債権を有している方は、決められた期間内に再生債権届出書2通を提出してください。法人（会社など）の届出の場合には、資格証明書（全部事項証明書又は商業登記簿謄本など）1通が必要となります。

再生債権届出書の用紙は、開始決定通知書とともに郵送しますが、裁判所からの通知がない場合には、破産・再生係までご連絡ください。なお、届出書の具体的な記載方法については同封する説明書をご覧ください。

※ 個人債務者のための民事再生手続（個人再生手続）では、債権者一覧表記載の債権額に不服などがなければ届出する必要がありません。届出がなくても債権者一覧表記載の債権額を基準として手続に参加できます。